

汚染水対策

3つの基本方針

1. 汚染源を**取り除く**
 - ① 多核種除去設備による汚染水浄化
 - ② トレンチ内の高濃度汚染水の除去等
2. 汚染源に水を**近づけない**
 - ③ 地下水バイパスによる地下水の汲み上げ
 - ④ 建屋近傍の井戸（サブドレン）での汲み上げ
 - ⑤ 凍土方式の陸側遮水壁の設置
 - ⑥ 雨水の土壤浸透を抑える敷地舗装等
3. 汚染水を**漏らさない**
 - ⑦ 水ガラスによる地盤改良
 - ⑧ 海側遮水壁の設置
 - ⑨ タンクの増設（溶接型タンクへのリプレイス等）



福島第一原子力発電所において毎日増加する汚染水への対応が急務であると判断し、原子力災害対策本部は2013（平成25）年9月3日に汚染水問題に関する基本方針を決定。また、同年12月20日には廃炉・汚染水問題に対する追加対策を決定し、汚染水問題に対して、予防的かつ重層的に抜本対策を進めています。

本資料への収録日：2013年3月31日
改訂日：2014年3月31日
：2015年3月31日